

平成 26 年 8 月 29 日
株式会社日本政策金融公庫

平成27年度日本政策金融公庫予算概算要求について

日本政策金融公庫は、本日、平成 27 年度予算の概算要求書を財務省に提出しました。概要は以下のとおりです。

[平成 27 年度事業規模]

【融資・証券化支援業務】

(単位：億円)

業 務	27 年度概算要求	26 年度当初計画
国民一般向け業務	29,593	30,613
農林水産業者向け業務		
(融資業務)	3,500	3,500
(証券化支援業務)	17	17
(出資業務)	20	(注) ー
中小企業者向け業務		
(融資業務)	23,000	25,980
(証券化支援買取業務)	251	251
(証券化支援保証業務)	210	210
(債務の保証業務 (海外展開支援))	500	500
(売掛金債権証券化等支援業務)	500	500
合計	57,591	61,571

(注) 平成 25 年度補正予算において、平成 26 年度要求を前倒し。平成 26 年度までの事業規模 27 億円。

【信用保険等業務】

(単位：億円)

業 務	27 年度概算要求	26 年度当初計画
信用保険等業務		
(中小企業信用保険)	111,370	209,000
(破綻金融機関等関連特別保険等)	660	660
(信用保証協会に対する貸付)	240	240
合計	112,270	209,900

【危機対応円滑化業務・特定事業等促進円滑化業務】

(単位：億円)

業 務	27 年度概算要求	26 年度当初計画
危機対応円滑化業務		
(ツーステップ・ローン)	12,320	12,320
(損害担保)	2,661	15,861
(利子補給)	136	196
特定事業等促進円滑化業務		
(ツーステップ・ローン)	1,500	1,000
合計	16,617	29,377

国民一般向け業務

創業（第二創業を含む）や新事業への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「創業前及び創業後1年以内の者」に対する支援の拡充 ⇒貸付利率を低減 ・「資本性ローン」の拡充 ⇒貸付限度の引上げ及び貸付期間の弾力化 ・「女性、若者／シニア起業家支援資金」等の拡充 ⇒「高度外国人材」であって創業する者等を対象に追加し、貸付利率を低減 ⇒技術ノウハウ等に新規性がある者に対する運転資金の貸付利率の低減 ・「新創業融資制度」の貸付条件の緩和 ⇒「地域の創業支援機関等の支援を受けて創業する者」について、自己資金要件を撤廃 ・「新事業活動促進資金（第二創業関連）」の拡充 ⇒事業承継を契機に第二創業を図る者等に対する貸付利率を低減し、また、経営者保証免除特例制度を適用する際の上乗せ金利を免除
社会的課題の解決に取り組む企業への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「ソーシャルビジネスに対する融資制度」の拡充 ⇒現行制度（新規開業資金：業歴7年以内が対象）からソーシャルビジネス関連を独立させ、業歴を問わない制度とする
海外展開支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「資本性ローン」の拡充 ⇒適用対象に「海外直接投資を行う者」を追加
その他成長戦略分野	<ul style="list-style-type: none"> ・「企業活力強化資金」の拡充 ⇒ヘルスケア産業を営む者等を貸付対象に追加し、貸付利率を低減 ・「地域活性化・雇用促進資金」の拡充 ⇒女性の活躍推進のため子育て支援企業等を貸付対象に追加し、貸付利率を低減
生活衛生関係営業者に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・生活衛生資金貸付において創業者に対する貸付制度の拡充 ⇒女性、若者／シニア向け資金の金利を引下げるとともに、対象を創業者に特化した制度とする
東日本大震災からの復興支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「東日本大震災復興特別貸付」等の取扱期間の延長
教育の機会均等への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・「教育資金貸付」の拡充 ⇒父子家庭に対する貸付利率の低減及び貸付期間の延長
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・「経営者保証免除特例制度」の対象要件の緩和 ・無担保貸付に係る貸付条件の拡充

農林水産業者向け業務

農林水産業の新たな展開への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「スーパーL資金」の特例措置の継続 <ul style="list-style-type: none"> ⇒中心経営体向けの実質無利子化措置の継続 ⇒貸付限度額の特例措置、円滑化貸付制度(無担保・無保証人措置)の継続 ・「スーパーW資金」の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ⇒償還期限及び据置期間の延長 ⇒輸出、女性活躍、地域活性化の推進を行う事業に対して貸付限度額の特例を措置等
東日本大震災からの復興支援	<ul style="list-style-type: none"> ・震災特例融資の継続 <ul style="list-style-type: none"> ⇒償還期限及び据置期間の延長措置の継続 ⇒実質無担保・無保証人実質無利子化措置
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・振興山村・過疎地域経営改善資金の貸付決定期限の延長

中小企業者向け業務

<p>創業（第二創業を含む）や新事業への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「資本性ローン」の拡充 ⇒貸付期間の弾力化 ・「女性、若者／シニア起業家支援資金」等の拡充 ⇒「高度外国人材」であって創業する者等を対象に追加し、貸付利率を低減 ⇒技術ノウハウ等に新規性がある者に対する運転資金の貸付利率の低減 ・「新事業活動促進資金（第二創業関連）」の拡充 ⇒事業承継を契機に第二創業を図る者等に対する貸付利率を低減し、また、保証人特例を適用する際の上乗せ金利を免除
<p>事業再生等への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「企業再建・事業承継支援資金（事業承継関連）」の拡充 ⇒既に利用している貸付について保証人特例を適用する際の上乗せ金利を免除
<p>海外展開支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「海外展開資金」の拡充 ⇒「外貨建融資」の導入 ⇒特利適用限度額の拡充 ・「資本性ローン」の拡充 ⇒適用対象に「海外直接投資を行う者」を追加
<p>その他成長戦略分野</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「企業活力強化資金」の拡充 ⇒ヘルスケア産業を営む者等を貸付対象に追加し、貸付利率を低減 ・「地域活性化・雇用促進資金」の拡充 ⇒女性の活躍推進のため子育て支援企業等を貸付対象に追加し、貸付利率を低減
<p>東日本大震災からの復興支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「東日本大震災復興特別貸付」等の取扱期間の延長